

いぶすき 市議会だより

第37号

発行日
平成26年5月20日

<編集> 議会広報委員会
<発行> 指宿市議会 ☎0993(22)2111 (内線511・512) FAX0993(24)5255
Eメールアドレス gikai@city.ibusuki.lg.jp



アロハ健幸ウォーク

【第1回定例会日程】

- 2月26日 本会議
 - 会期の決定
 - 提出議案の提案理由説明
 - 一部議案質疑及び審議
- 2月28日 本会議
 - 議案質疑及び一部審議
 - 委員会付託
- 3月4日・5日 総務水道委員会
- 3月6日・7日 文教厚生委員会
- 3月10日・11日 産業建設委員会
- 3月18日 本会議
 - 一般質問
- 3月19日 本会議
 - 一般質問
 - 追加議案の一部審議
 - 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 3月26日 本会議
 - 各常任委員会の審査結果報告及び審議
 - 追加議案の審議

市政のごくごが聞きたい

《一般質問》

三月定例会で八人の議員が市政の各方面にわたって質問を行いました。掲載の内容は、主な項目についての質問と答弁の要旨であり、質問者の文責によるものです。



なお、本会議の会議録は市議会事務局、山川・開聞庁舎、図書館及び市ホームページで閲覧できます。一般質問などの詳しい内容については会議録をご覧ください。

農畜産業の振興、環境問題及び償却資産税について



東 伸行議員

問 TPPに対する当市の対応は。

答 農業関連施策の充実・強化を図りつつ、TPPに関しては本市の農業に重大な影響を及ぼすことがないよう、関係機関と連携をしながら対応していく。

問 有機農業の推進と有機肥料の臭いの対策は。

答 市内での有機農業の登録は4戸。有機農業や減農薬栽培を推進するため、県や農協などと連携し育成確保

に努める。臭いについては、供給元に対しては完熟した堆肥を提供する。使用側は散布終了後直ちに耕起することを指導している。

問 開聞地域畜産団地の悪臭問題への対策は。

答 公営住宅建設当時畜舎等が既にあつたが、開聞地域では住宅不足のために住宅建設が優先された。指宿は観光地であり、住んでいる人たちへの臭気による害があるとするれば、その対策を練らねばならない。究極はこの畜産農家から、臭いが出ない施策をとらなければならぬ。

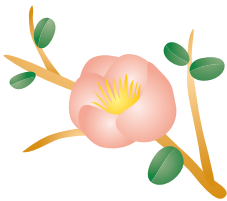
問 降灰対策補助事業で建設されたハウスの償却資産税に関する民事訴訟の状況は。

答 請求に応じて提出された資料等に基づき審理がなさ

れている。今後については、顧問弁護士と定期的に打合せを行い、裁判の審理に必要な資料等を提出する。訴訟相手の農家にも直接行って、この償却資産税について、理解を求めてきたが、極めて難しいと判断し、法に委ねることにした。

その他の質問事項

○山川地域に正式コースがとれるグラウンドゴルフ場を整備する考えについて



政治姿勢、住宅リフォーム助成制度、防災無線及びなのはな館問題などについて



前之園正和議員

問 前衆院選において、徳洲会との関連で、市長として身を正すべきことはないか。

答 市民からそのような目で見られること自体は反省をしている。やましいことはない。

問 住宅リフォーム助成制度について新年度の事業内容はどうか。また、店舗にも対象を拡げる考えはないか。

答 事業内容については、二十五年度同様二十万円以上の工事に対して十パーセント補助、限度額十万円の商品券交付方式とする。店舗への対象拡大については、商店街の活性化の上では考える必要はあると思うが、制度が始まって二年目なので二十六年度の状況を見ながら検討することになる。

問 防災無線の進捗状況や、難聴地域への対応はどうか。また、希望するところへは補助金付きで個別受信機を設置できないか。

答 二十四年度から二十七年までの計画で設置工事を進めている。難聴対策については、公民館長や市職員に地域の状況提供を要請している。その上で、個別受信機の設置か新たな屋外拡声子局か判断することになる。個別受信機は希望があれば、一個八万円程度で誰でも購入できるが、現段階では、個別受信機に対して補助をする考えはない。



デジタル化が進む防災無線

問 なのはな館は、闇雲に県から建物をもらうと、いざ解体するときに八億円程度かかることから、市としてそのようなリスクは負えないということだったのではないか。

答 市が譲渡を受ける場合は、後年度に大きな財政負担があつてはならないという考えは変わっていない。

その他の質問事項
○市営住宅問題について

なのはな館及び健幸のま
ちづくりについて



井元 伸明議員

問 なのはな館の保全調査利活用策策定事務委託料として、五百四十一万八千円計上しているが、建物は県の所有となっている。指宿市の現在の厳しい財政状況の中で、市の予算を使って調査を行うことに対して、市民の理解が得られると思っているのか。

答 県が想定している箇所だけで十分なのかどうか、市の費用で専門家に調査を依頼し、新たに改修が必要な箇所が分かっていた場合には、県にしっかりと対応していただきたいと考えている。また、検討委員会で取りまとめられた利活用プランに基づき、運営費、維持管理費などを試算した上で、県に対し、財政的な支援を求めていきたいと考えている。譲渡を受けた後、市の負担が多額にならないようにするため、必要な予算であることをご理解いただきたい。

問 健幸のまちづくりについて、今後、少子高齢化が進んでいく中、医療費の増大が懸念される。これらを抑

制、削減する目的で、市民が健康に興味を持ち、健康づくりに積極的に取り組んで行くために、平成二十五年度健幸のまちづくり推進事業が本格的にスタートしている。本年度三千七百万円計上されているが、現段階での費用対効果をどのように理解しているか。

答 市民の健康寿命を延ばし、医療費の適正化を図ることを目的として、いろいろな事業に取り組んでいる。まだ一年経過していないこともあり、現時点では市民の健康度に対する費用対効果について示すことは難しい状況である。

その他の質問事項
○定住促進について



なのはな館

なのはな館問題、少子高齢化問題及び若者定住化問題について



新川床金春議員

問 なのはな館の整備に、県が六十九億円、指宿市も土地と周辺整備で三十二億円出している。県が計画した事業であるので、解体費は県が責任を持つのは当たり前かと思うが。

答 私どもとしても、当然、解体費等について心配している。その様な意見や、議会の皆様のご意見を踏まえた上で、今後、県と協議していきたい。

問 なのはな館については、議会の議決事項ということと答弁をもらっているが、間違いはないか。

答 なのはな館を県から無償で譲渡を受けるような場合には、議会の議決を得たい。

問 平成二十四年九月定例会で、指宿市の産科医が平成二十三年六月末で産科を廃止したため、一医療機関、医師一名体制で運営されているので、大変だと報告しているが、平成二十四年九月から二十五年八月まで産

科医問題について、どのような協議がなされたのか。

答 南薩地区エリアの産科医療をどうするかということについては、その時々に応じた協議はしてきた。

問 若者の定住化について、三十二年に人口が四万人を切ると伺っている。私が質問して半年経つが、定住促進策を協議しているのか。

答 他市の助成要件等を参考にしながら、制度について検討していきたい。必要な見直し、課内でも協議している。

問 指宿の定住促進条例はベストであると捉えているか。

答 十分検討する余地があると捉えている。

問 高齢者のための地域公共交通は大切な交通手段であるが、どの様な対策が講じられたのか。

答 現在、国の補助事業である地域公共交通調査事業の申請を進めている。採択されれば、この事業を活用して、より利便性の高い地域公共交通にするための、総合連携計画なども策定できればと考えている。

施政方針、岩本文差点及び国道・市道について



高橋 三樹議員

問 県が、なのはな館を修理・修繕するとしたら、どのくらい費用がかかるのか。

答 県の試算で、予算額が一億二千万円程度と聞いている。

問 なのはな館を仮に市で引き受けた場合、維持管理費にいくらかかると試算しているか。

答 人件費を除いた施設運営費は年間一億円ほどに、経費の削減策については利活用検討委員会で検討する。

問 国道二二六号の今和泉小学校近くに、パイプ式ガードレールの防護柵を、国道事務所に要請すべきと思うがどうか。

答 関係者と一緒になって危険箇所の点検を実施し、関係機関と協議してまいりたい。

問 岩本文差点の完成予定はいつごろになるのか。

答 現在のところ、本年六月末には完了できるよう事業を進めている。



改良の進む岩本交差点付近

問 岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線は、いつ頃着工していつ頃完成予定なのか。

答 平成二十六年度には埋蔵文化財調査を行い、調査完了後に工事着手し、平成二十六年年度末には完了の予定である。

問 今後交通量の増加が予想されるが、漁港関連道の局部改良、その後の状況はどうなっているのか。

答 県において実施可能な事業について、検討している。県と連携し努力したい。

問 市道岩本宮ヶ浜吹越線の急傾斜地の整備は。

答 早急な安全対策を講ずる必要があるとの考えから、地形図、地質データ、現地踏査及び設計条件等に基づき、災害防除予備設計の予算を計上し検討したい。

県立山川高校の存続について



外員 幸吉議員

問 山川高校存続が生徒・保護者のため、地場産業・地域の振興、税収等、指宿市発展のため、ぜひ必要であると思う。どのようなことをやって来たのか。

答 山川高等学校支援活性化対策協議会が地域の皆さんや関係団体等と連携し、活性化策を探ってきた。生徒を対象とした県外先進地研修、市内先進農家との連携、山高PRパンフレット作成などに補助し、教育委員会は、小中学校での野菜やスイカの苗植え収穫等の農業体験、家庭教育学級でのフラワーアレンジメント教室等、山川高校生を講師とする出前授業を活用している。

問 科目を花と野菜に特化した農業専門の高校にすべきではないか。

答 現在、園芸工学農業経済科で、主な選択科目として野菜、草花、植物バイオテクノロジーの三科目から、食品製造、生物活用の二科目から、各一科目を選択する教育課程となっている。独自の設定科目として生物工学があり、さつまいものバイオ苗を農家に供給している。

問 少ない子供たちの中で、県内、いや全国から生徒を集める為には寮を建設すべきであると思う。

答 十五年春開校の中高一貫全寮制、県立楠集高中の寄宿舎建設の例もあるが。

問 県立であるので、県との協議になるが、市内に他の高校もあり、市としては寮を建設する費用を支出する事は、現段階では難しい。



山川高校の花野菜市場

安心・安全な生活のために及ぶCOCCOはしむれについて



高田チヨ子議員

問 AEDの設置状況は。

答 設置台数は一〇四台、主な設置場所は、体育館等スポーツ施設、老人保健施設、学校教育機関、医療機関、宿泊施設等に設置している。

問 菜の花マラソン等のコース上に、民間の方の協力ももらって、AEDの設置ができないか。

答 緊急時にいち早く救護体制が取れるよう、大会会場の救護本部とは別に、コース中心部の山川高校に救護センターを設置し、AEDも二十七台体制とした。混雑したコース内で効率的に現場に到着するため、AED自転車急送部を新設、併せてGPSによりAEDの位置情報を把握し、的確な指示を行う管理体制ができた。

問 健康カードの普及促進は。どのような方法で整備していくか現在検討中である。

問 外出時に、持ち歩けるようなヘルプカードは作れないか。

答 命を守る上からも大切な取り組みであると認識しているが、県や近隣の市町村と連携を取りながら、普及促進を図っていく必要がある。

問 指宿駅に障害者用トイレを造れないか。

答 市でもJRの方にも要請しているが、バリアフリー法の設置基準で、一日、三千人以上の乗降客のある駅とされている。指宿駅は、一日、約千七百人であり、現時点では難しい。

問 COCCOはしむれのPR活動の状況は。

答 イベント毎に広報紙やマスコミ取材、チラシやポスターを約二百か所に配布している。



時遊館COCCOはしむれ

その他の質問事項

- 火葬場について
- 猫の飼育指導について

子育て支援について



吉村 重則議員

問 私が実施した市民アンケートでは、熱が高いが病院に行けないとか、熱があっても病院を控えるときがあるなど、深刻な声が寄せられている。中学卒業まで完全無料化する考えはないか。

答 昨年六月に小学三年生までを完全無料化したところである。年間を通して実績額を見定める必要があり、現在の制度で運用したい。

問 県内でどのぐらい取り組んでいるか。

答 二十六年途中で拡充したいというのは、十一市です。

問 子育てしやすいと地域の活性化につながる。支援の在り方が遅れているのでは。

答 子供を産み育てる環境づくりは大切と認識している。

問 今年の六月で年間の実績額がわかれば、来年から取

り組むのか。

答 子育ての環境整備は、乳幼児医療だけでなく、産科に対する充実もあるので、額が幾らか分かれれば、ここまではできるね、ここまではできないねとかいうような検討もなされることになる。

問 子供のインフルエンザ予防接種の二回目にも助成する考えはないか。

答 全市民を対象に助成しており、二回目を助成する考えはない。

問 若者は、共働きをしても経済的に厳しく、子供が多ければ経済的に負担が大きいため、子育て支援の面から必要ではないか。

答 医師会により接種料金を安く設定しており、二回目の助成は考えていない。

その他の質問事項
○TPP問題について



ホームページで
会議録を閲覧できます

市ホームページで本会議の会議録を、平成二十一年第一回定例会（三月議会）から閲覧できます。

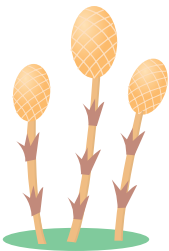
なお、平成二十年第四回定例会（十二月議会）以前の会議録は、従来どおり市議会議務局、山川・開聞庁舎、図書館で閲覧することになります。



議会ライブ中継を
ご覧ください

指宿庁舎、山川文化ホール、開聞庁舎の各ロビーにおいて、議会の同時中継をしております。

議会の傍聴は、市政を知るよい機会ですので、議場にお越しになれない場合は、是非、各庁舎をご覧ください。



審議された主なことから

平成二十六年三月定例会では、条例に関する案件十七件、平成二十五年各会計補正予算に関する案件九件、平成二十六年各会計当初予算に関する案件八件、平成二十六年一般会計補正予算に関する案件一件、その他の案件六件の計四十一件が審議されました。

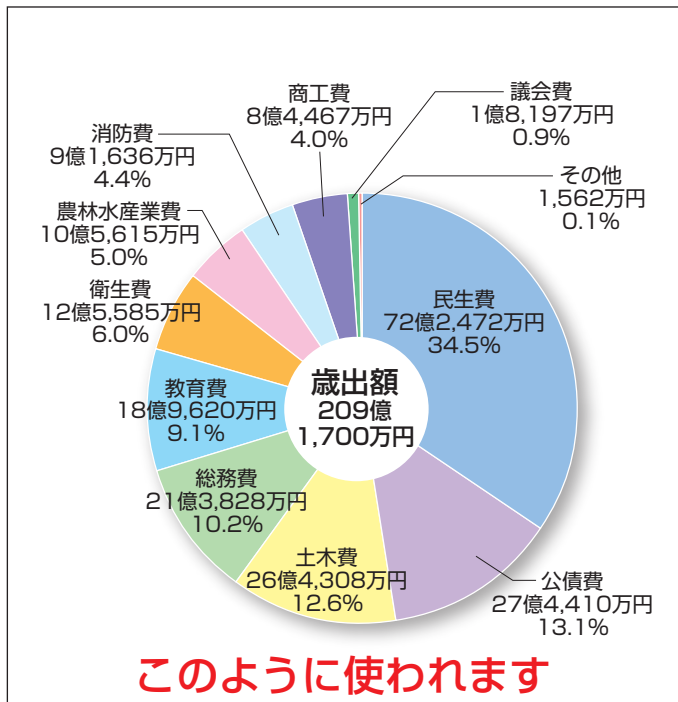
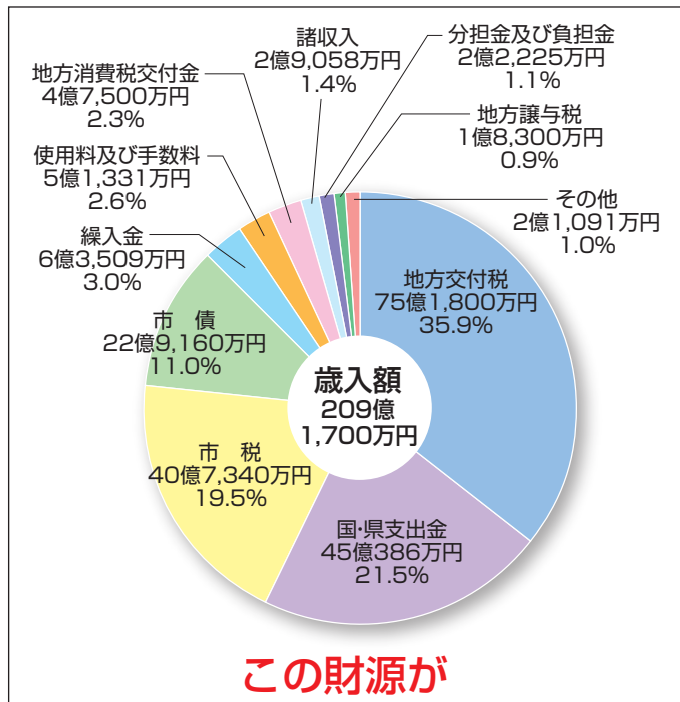
審議された主なことは次のとおりです。

平成二十六年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の当初予算は、それぞれ所管の常任委員会において審査され、いずれも本会議で原案のとおり可決されました。

平成26年度各会計当初予算決まる

会 計 名		予 算 額	対前年度比
一 般 会 計		209億1,700万円	4.4%
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	76億2,051万2千円	0.1%
	後 期 高 齢 者 医 療	6億3,037万8千円	5.6%
	介 護 保 険	46億2,224万4千円	5.9%
	温 泉 配 給 事 業	5,003万3千円	8.6%
	唐 船 峡 ぞ う め ん 流 し 事 業	2億3,395万5千円	3.1%
	公 共 下 水 道 事 業	17億7,681万4千円	14.5%
水 道 事 業	収 益 的 収 入	8億568万4千円	10.5%
	収 益 的 支 出	6億8,888万7千円	3.5%
	資 本 的 収 入	951万5千円	33.5%
	資 本 的 支 出	3億5,083万5千円	-32.8%
合 計 (支 出 ベース)		368億9,065万8千円	3.6%

平成26年度一般会計当初予算の内訳



本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プラン及び平成二十五年四月に策定した行政財政改革行動計画等に基づき、歳入に見合った歳出構造への転換に努めるとともに、効率的かつ効果的な行政運営を目指して行政改革に取り組んできたことから、財政調整基金等の増額確保や財政指標である健全化判断比率及び経常収支比率も徐々に改善するなど、財政の健全化が図られています。

将来の財政負担も考慮しながら、消費税率引き上げに伴って各経費が安易に膨張しないよう、あらゆる角度から徹底した事務事業の見直しを行うとともに、限りある財源を効率的かつ効果的に活用しながら、予算の峻別化を図っています。また、国の示している「好循環実現のための経済対策」に呼応した形で経済成長に資する施策等と併せて新たな行政課題にも積極的に対応する予算の重点化にも努めています。歳出面では、物件費などの内部管理経費を徹底して見直す一方で、年々増大する社会保障関係費等の増額や障害者支援制度等の充実を図り、また、これまで取り組んできた健康のまちづくり推進事業や6次産業化起業支援

事業及び特産品振興事業の更なる展開と、国の景気の下支えのための経済対策を活用して、市民の住みよいまち並み整備や安全・安心を守るまちづくりの推進を図ったところです。更には、大規模建築物の耐震診断に係る経費や危機的な財政運営となっている国民健康保険特別会計への財政支援及び消費税率の引き上げに伴う歳出予算も適切に予算措置しています。

また、歳入の編成については、消費税率の引き上げに伴い使用料等を見直すとともに、地域の元気臨時交付金基金、ふるさと振興基金等の効果的な活用や償還元金を上回らない新規起債発行額の抑制に努め、また、新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要のある施策について、重点的な予算配分に努めています。

なお、一般会計予算の、主な事業は次のとおりです。

主な事業内容

○土地区画整理事業

7億12万6千円

湊土地区画整理事業及び十

○活動火山周辺地域防災宮農対策事業

1億4,060万4千円

活動火山周辺地域防災宮農対策事業の推進及び施設整備に係る事業費です。

・野菜生産組合 4組合

○デジタル防災行政無線施設設置事業

1億1,173万2千円

デジタル防災行政無線（同報系）施設を指宿地域から順次設置し、災害時の情報伝達手段の整備に伴う事業費です。

設置工事 開聞地域

○青年就農給付金事業費

7,195万2千円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、持続可能な力強い農業を実現するための支援活動を行う事業費です。

○漁港整備事業

6,102万円

今和泉漁港改修事業、山川漁港整備事業、川尻漁港改修事業の負担金です。

○資源ごみ分別収集管理事業

5,318万3千円

環境保全とごみの減量化を推進するため、一般廃棄物監視員及び指導員の雇用、資源ごみ分別収集地区等報償金の交付並びに資源ごみの分別品目の細分化等により、資源ごみ分別化への誘導を図る事業費です。

○老人対策事業

5,058万2千円

各種検(健)診、健康相談、健康教育、訪問指導を実施し、住民の健康の保持・増進を図る。また、食生活改善推進員、その他関係機関と連携し、住民の健康増進を図るための事業費です。

○浄化槽設置整備事業

5,022万8千円

公共下水道認可区域外において、十人槽以下の浄化槽へ切替え設置をした者に、十万人の切替え補助金を上乘せして交付する事業費です。

池田湖・鰻池集水域において、既存住宅で十人槽以下の高度処理型浄化槽へ切替え設置をした者に、十五万円の高度処理型浄化槽補助金と十万人の切替え補助金を合わせて交付する事業費です。

人槽区分	公共下水道認可区域外	池田湖・鰻池集水域
5人	43万2千円	58万2千円
6～7人	51万4千円	66万4千円
8～10人	64万8千円	79万8千円

池田湖・鰻池集水域において、新築住宅に高度処理

型浄化槽を設置した者に、十五万円の高度処理型浄化槽補助金を交付する事業費です。

○ふれあい公園管理事業

4,010万6千円

かいもん山麓ふれあい公園及びその周辺の管理を行い効率的な運営を図る事業費です。

パークゴルフコースの新設

○健幸のまちづくり推進事業

3,719万1千円

市民の健康寿命を延ばし、医療費の適正化を図ることを目的として、健幸のまちづくりを進める事業費です。

- ・健幸運動教室
- ・健幸運動教室フォローアップ
- ・子育て世代の健康づくり
- ・はたらき世代のヘルシー教室

- ・健幸マイレージ事業
- ・地域ウォーキンググロッド整備

- ・池田湖・鰻池集水域に高度処理
- ・地域運動場整備 など

○消防分団消防車庫建設事業

3,469万1千円

経年劣化した消防分団消防車庫を年次的に建て替えし、消防防災の拠点施設としての整備を図る事業費です。

- ・成川分団消防車庫新設・解体工事

○環境衛生対策事業

3,417万3千円

ごみの減量化・資源化を図るために、指定ごみ袋の製造や啓発チラシの作成等による分別搬出促進を図り、指宿市環境衛生協力会と協働し、環境衛生の改善向上を図るための事業費です。

○緊急雇用創出事業臨時特例基金事業

3,250万8千円

農業者で起業又は新分野への取り組みを希望する者を公募し、農業者の6次産業化支援施策を推進する事業費です。

- ・2業者(公募により選定)



○瀬崎港海岸事業

3,000万円

瀬崎港海岸高潮対策の工事費です。

○保健衛生総務費

2,028万2千円

保健衛生全般に係る事業の推進を図る事業費です。

- ・寄附講座開設に伴う寄附金(産科医派遣)

1,750万円



○介護予防普及啓発事業費

1,547万9千円

元気なうちから介護予防の重要性を認識しいつまでも元気で住み慣れた地域で暮らせるよう、ふれあいデイ・保健師等による健康相談・健康教育及びくもん学習療法を用いた認知機能低下予防の脳トレ教室等介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図る事業費です。

○交通安全対策事業

1,100万円

交通安全施設について、緊急度の高い場所等から順次、整備を図る事業費です。

・道路反射鏡、防護柵、道路区画線の新設工事、区画線塗り替え業務

○外国語指導助手招致事業

1,016万6千円

外国語指導助手を、小・中学校、高等学校に派遣し、英語教育の充実を図る。また、小学校では児童の国際理解に

資する事業費です。

○特産品振興事業費

555万円

特産品等の販路拡大を図るため、都市部でのイベントや観光物産展、各種キャンペーン等においてPRや商談等を行う事業費です。



○なのはな館保全調査及びび活用検討事業

541万8千円

休館して三年になる県の施設「ふれあいプラザなのはな館」の活用検討を行うために、委員会を設置するとともに、施設の保全状況の調査を実施する事業費です。

○提案公募型補助事業

523万5千円

市民活動団体等が、協働のまちづくり指針に基づき、公開性、相互理解、目的目標の共有、対等な関係、自主性・自立性の尊重、相互評価という視点を持ちながら取り組む新たなまちづくり事業に対し、当該活動費（事業費）の一部を補助する事業費です。

○農地制度実施円滑化事業費

455万1千円

農地の利用調整や耕作放棄地の解消等、農地の確保及び有効利用の促進を図るための事業費です。

○有害鳥獣捕獲事業

281万4千円

農作物被害を防ぐための有害鳥獣捕獲のための事業費です。



○クリーンアップいぶすき確立事業

274万2千円

畜産業を起因とする悪臭問題等の改善及び家畜の飼育環境改善による生産性の向上等を図ることを目的として「LOVEいぶすき」の効用について実証実験を行う事業費です。

○消費生活相談員事業費

202万3千円

消費生活相談員を配置して、多様化する消費生活に関するトラブルの解消、被害の事前防止に努めるための事業費です。

○市民活動補償保険事業

125万7千円

市全体が協働のまちづくりを推進していくためには、市民が安心してボランティア活動等に参加できる環境づくりを行うっていく必要があることから、市民活動団体等が行う自主的・主体的活動を対象とした保険制度に加入し、活動の活性化を図る事業費です。

平成二十六年年度

一般会計補正予算

総額 21億9,351万9千円に

平成二十六年四月二十七日に執行される衆議院鹿児島県第二区選出議員補欠選挙に伴う選挙費と、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る国の平成二十五年度一般会計補正予算(第一号)が平成二十六年二月六日に成立し、平成二十六年二月十二日付けで給付手続きに係る事務費補助金交付要綱の通知が国から県を連してあり、事務費積算の詳細が明確となったことから、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の事務費と事業費の予算を、歳入・歳出にそれぞれ二億七千六百五十一万九千円を追加するものです。

○選挙費

1,531万円

○社会福祉費

2億1,052万5千円

○児童福祉費

5,068万4千円

**平成二十五年
一般会計補正予算
(第八号・第九号)**

総額 204億413万8千円に

職員の育児休業等による給与費の減額、事業費の確定や支出見込による予算の不足額又は不用額の整理等に伴う増減額分と、緊急防災・減災事業債や社会資本整備総合交付金を活用した事業費及び衆議院鹿児島県第二区選出議員補欠選挙に伴う、平成二十六年三月末までに必要な選挙準備経費を計上し、歳入・歳出からそれぞれ四億三千六百七十一万八千円を減額するものです。

補正の主な内容は、次のとおりです。

○減債基金の予算積立及び基金運用利子積立金
8,353万4千円

○指宿商業高校特別教室棟耐震補強工事実施設計及び監理業務委託、特別教室棟及び管理棟耐震補強工事費
5,068万7千円

○瀬崎海岸高潮対策事業費
1,000万円

○子ども・子育て支援制度改正に伴うシステム改修委託料等
862万5千円

○選挙費
99万3千円

可決された主な条例

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税法及び地方税法の一部改正が行われ、平成二十六年四月一日より消費税率が八%に引き上げられることから、使用料の見直しを行うため、次の条例の所要の改正がなされました。

**指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例
(一部改正)**

使用料の算定について規定した条例第二条第三項中、「100分の105」を「100分の108」に改正したものです。

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市水道給水条例
(一部改正)**

水道料金等の額を規定した条例第二十五条及び第三十三条第一項中、「100分の105」を「100分の108」に改正したものです。

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
(一部改正)**

一般廃棄物処理手数料の改正をしたものです。
※金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市老人福祉センター条例
(一部改正)**

老人福祉センターの使用料の改正をしたものです。
※金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市立市民会館条例等
(一部改正)**

市民会館等の使用料等を改正したものです。
※金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

改正条例
・指宿市立市民会館条例
・指宿市立図書館条例
・指宿市体育施設条例
・指宿市考古博物館時遊館COCOCO橋牟礼条例

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市開闢宮農研修センター条例
(一部改正)**

開闢宮農研修センターの使用料の改正をしたものです。
※金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市開闢農村環境改善センター条例等
(一部改正)**

開闢農村環境改善センター

等の使用料の改正をしたものです。
※金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

改正条例
・指宿市開闢農村環境改善センター条例
・指宿市指宿ヘリポート条例
・指宿市レイクグリーンパーク条例

施行期日 平成26年4月1日

**指宿市漁港管理条例
(一部改正)**

漁港施設使用料等と土砂採取料等を改正したものです。
※税率を規定しているものについては1.05から1.08に改め、金額表示してあるものについて、金額÷1.05×1.08で算出しています。

施行期日 平成26年4月1日



○指宿市コミュニティセンター
―愉徒里館条例等
(一部改正)

コミュニティセンター愉徒里館等の使用料等を改正したものです。

※税率を規定しているものについては100分の105から100分の108に改め、金額表示してあるものについて、 $金額 \div 1.05 \times 1.08$ で算出しています。

改正条例

- ・指宿市コミュニティセンター
- ―愉徒里館条例
- ・指宿市営温泉供給管理条例
- ・指宿市天然砂むし温泉施設条例
- ・指宿市山川砂むし保養施設条例
- ・指宿市ヘルシーランド条例
- ・指宿市レジャーセンターか
- いもん条例
- ・指宿市そばの館皆楽来及び親水池条例

施行期日 平成26年4月1日

経過措置

施行期日前に購入した回数券、フリーパス券又は会員券に係る同日以後の利用又は使用については、なお従前の例による。

○指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例
(一部改正)

かいもん山麓ふれあい公園の使用料の改正をしたものです。また、新規にパークゴルフコースを設置することに伴い、施設名、使用区分、使用料について新しく設けるものです。

※金額表示してあるものについて、 $金額 \div 1.05 \times 1.08$ で算出しています。

施行期日 平成26年4月1日



○指宿市道路占用料徴収条例
(一部改正)

占用料の額を規定した条例第二条第二項中、「100分の105」を「100分の108」に改正したものです。

道路法等の一部改正に伴い、第三条第一号中、「法第三十五条に規定する事業又は」を削除したものです。

施行期日 平成26年4月1日

○指宿市都市公園条例
(一部改正)

ただし、第三条第一号の改正規定は、公布の日
使用料の額を規定した条例第十六条第二項中、「100分の105」を「100分の108」に、別表第三の(二)の表中「五百二十円」を「五百三十円」に改正したものです。

公園を占有する場合の占用料については、指宿市道路占用料徴収条例第二条に規定する占用料の額に準ずるため、別表第三の整理をしたものです。

施行期日 平成26年4月1日

○指宿市下水道条例
(一部改正)

使用料の額を規定した条例第十六条中、「100分の105」を「100分の108」に改正したものです。

施行期日 平成26年4月1日

経過措置

改正後の規定にかかわらず、施行期日前から継続している公共下水道の使用で、施行期日から平成二十六年四月三十日までの間に下水道使用料の支払を受ける権利

が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

○指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例
(一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしたものです。

- ・指宿市税条例
- 改正の主な内容
- 一 公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収

第四十七条の二の改正
公的年金等に係る市民税の特別徴収制度の見直しがされ、市民税の納税義務者が他市町村に転出した場合、これまで年金からの特別徴収が停止され、普通徴収になっておりましたが、改正後は引き続き特別徴収ができるというものです。

施行期日 平成28年10月1日

施行期日 平成28年10月1日

- 二 年金所得に係る仮特別徴収額等
- 第四十七条の五の改正
- 市民税の年間特別徴収額を平準化するものです。

年六回の徴収機会のうち、前半三分の仮特別徴収額を前年度の年税額の二分の一にするものです。

施行期日 平成28年10月1日

- 三 その他、附則第七条の四以下につきましては、金融所得課税の損益通算の見直し及び公社債等の課税制度の見直し等がなされたことによる改正と不要条項の削除です。
- 「上場株式等に係る配当所得」の分離課税に、新たな対象として「特定公社債の利子」が追加され、お互いに損益通算できるようになります。

これまで、株式等の一つにくくられていたものが、上場株式等と一般株式等に係る譲渡所得という別々の分離課税制度とされたことから、これらの所得間の損益通算が不可となります。

公社債の譲渡について、原則非課税とする制度が廃止され、20%の申告分離課税をするようになります。

施行期日 平成29年1月1日

平成29年1月1日

指宿市国民健康保険条例
改正の主な内容

市税条例の附則第七条
の四以下と同様で、金融
所得課税の損益通算の見
直し及び公社債等の課税
制度の見直し等がなされ
たことによる改正と不要
条項の削除です。

「上場株式等に係る配
当所得」の分離課税に、
新たな対象として「特定
公社債の利子」が追加さ
れ、お互いに損益通算で
きるようになります。

これまで、株式等で一
つにくくられていたもの
が、上場株式等と一般株
式等に係る譲渡所得とい
う別々の分離課税制度と
されたことから、これら
の所得間の損益通算が不
可となります。

公社債の譲渡について、
原則非課税とする制度が
廃止され、20%の申告分
離課税をするようになって
います。

施行期日
平成29年1月1日



○指宿市立指宿商業高等学校
授業料等徴収条例
(一部改正)

公立高等学校に係る授業料
の不徴収及び高等学校等就学
支援金の支給に関する法律の
一部改正に伴い、この条例の
所要の改正をしたものです。

・改正の主な内容

公立高等学校に係る授業
料の不徴収及び高等学校等
就学支援金の支給に関する
法律の一部改正に伴い、授
業料を徴収することになっ
たことから、授業料、授業
料の納付期限等について、
設けるものです。

授業料に充てるための高
等学校等就学支援金につい
ては、所得制限の導入に伴
い、保護者等の収入の状況
に照らして、支給すること
になっています。

所得要件
保護者等の市町村民税所
得割が、三十万四千二百円
以上の世帯は授業料を負担
する。

・対象者

平成二十六年度の入学者
から適用

・施行期日

平成26年4月1日

・経過措置

改正後の規定にかかわら

ず、施行期日前から引き続
き高等学校等に在学する者
に係る施行日以後の授業料
の徴収については、なお従
前の例による。



○指宿市特別職の職員の給与
に関する条例及び指宿市教
育長の給与等に関する条例
(一部改正)

社会保険関係費の増大や普
通交付税の合併算定替えによ
る財政支援助置の終了、国民
健康保険特別会計への一般会
計からの多額な法定外繰入等、
厳しい財政状況が見込まれ、
今年度策定した「行財政改革
行動計画」に基づき、財政健
全化をより推進していく必要
があることから、所要の改正
をしたものです。

改正の内容

▽市長・副市長・教育長
給料月額を10%減額

(平成26年4月1日)

平成27年3月31日)

施行期日 平成26年4月1日

指宿市公共下水道新濁
口雨水ポンプ場の建設
工事委託に関する協定
の変更について同意

指宿市議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処
分に関する条例第2条の規定
により提出された、指宿市公
共下水道新濁口雨水ポンプ場
の建設工事委託に関する協定
の変更議案に同意しました。

変更内容

・協定の金額

変更前

十二億一千七百万円

変更後

十一億七千五百四十七万円

変更理由

指宿市公共下水道新濁口
雨水ポンプ場の建設工事委
託について、委託先である
日本下水道事業団が行った
土木・建築工事の入札に係
る執行残等により、協定金
額の変更を行うものです。

副市長の選任

国との人事交流による副市
長選任案件が提出され、副市
長に佐藤寛氏が、議会で同意
されました。

人権擁護委員
候補者の推薦

山川地区の現委員でありま
す河本佳子氏が、平成二十六
年六月三十日をもって任期満
了となりますが、同氏を引き
続き委員候補者として、ま
た、開聞地区の現委員が、平
成二十六年六月三十日をもっ
て任期満了となることから、
後任に坂元明子氏を委員候補
者として、法務大臣に推薦す
ることが同意されました。

監査委員の選任

現委員が、平成二十六年三
月二日をもって任期満了とな
り、後任に迫田福幸氏が選任
され、議会で同意されました。



平成26年第1回定例会に付議された主な議案審議結果一覧

議案番号	件名	議決結果
4～11	平成25年度指宿市一般会計・特別会計補正予算について	原案可決
12	指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
13	指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
14	指宿市水道給水条例の一部改正について	原案可決
15	指宿市税条例及び指宿市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
16	指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
17	指宿市老人福祉センター条例の一部改正について	原案可決
18	指宿市立市民会館条例等の一部改正について	原案可決
19	指宿市立指宿商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について	原案可決
20	指宿市開聞営農研修センター条例の一部改正について	原案可決
21	指宿市開聞農村環境改善センター条例等の一部改正について	原案可決
22	指宿市漁港管理条例の一部改正について	原案可決
23	指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について	原案可決
24	指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例の一部改正について	原案可決
25	指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
26	指宿市都市公園条例の一部改正について	原案可決
27	指宿市下水道条例の一部改正について	原案可決
28	市道の認定について	原案可決
29～36	平成26年度指宿市一般会計・特別会計予算について	原案可決
37	人権擁護委員候補者の推薦について	同意
38	人権擁護委員候補者の推薦について	同意
39	監査委員の選任について	同意
40	指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の変更について	同意
41	平成25年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について	原案可決
42	平成26年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
43	副市長の選任について	同意
44	指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	原案可決

※件名は一部省略して掲載しています。

* 議会日程(予定)のご案内 *

平成26年第2回定例会（6月議会）が下記のとおり予定されています。

招集・議案上程	6月2日(月)
一般質問	6月17日(火)・18日(水)・19日(木)
委員長報告・表決	6月24日(火)

※本会議は午前10時から開催される予定です。

日程等は変更することがありますので、傍聴の際には予めお問い合わせください。

TEL 22-2111 内線511・512



広報委員長 中村 洋幸

新・指宿市が誕生後三回目選挙が行われ、新しい体制での第一回定例会本会議が開催され、提案されたすべての議案を可決し新年度が動き出しました。

なのはな館については、利活用の検討を行うための議案もあり、三名の議員が一般質問を行いました。市での利活用については、慎重に検討する必要があるように思います。

指宿港海岸保全事業は、本年度から十年の計画で進められるようでありますが、観光関連産業・水産業の振興のためには官民一体となり、資源を生かした観光地づくりにより、より一層の努力が必要になります。

編集後記